

## 令和3年度

### 地理的表示（G I）の保護制度の監視業務に関するレポート

#### 1. 趣旨

地理的表示（G I）保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有す農林水産物等の名称を知的財産として保護する制度であり、令和3年度末現在120製品が登録されている。

このレポートは、GI製品のブランド価値の維持・向上のためにはGIの不正使用事案の摘発、取締り等による早期の除去及び抹消並びに取締りの事実の公表等による発生抑止を期すことが重要であることに鑑み、昨年度の取締り結果等を公表するものである。

#### 2. 国内のG I 監視・不正表示への対応

##### （1）国の監視・監督業務

国の監視・監督の内容を大別すると、不正表示監視業務と登録生産者団体に対する品質管理業務がある。

不正表示監視業務については、地理的表示やG I マークの不正表示通報窓口を設置し、広く国民の皆様からG I 保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な実施、地理的表示又はG I マークの不適切な使用等について情報を受け付け、そこに寄せられた情報をもとに国が立入検査を行っている。この際、食品表示法等、他法令に係る情報が含まれている場合は、関係部局とも連携しながら対応している。

（地理的表示等の不正表示通報窓口）

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/gi\\_mark/contact.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html)

また、品質管理業務については、登録生産者団体から国への毎年の実績報告及び登録生産者団体はその構成員に対して行う生産方法等の確認業務（生産行程管理業務）の実施状況、構成員のG I 製品の生産・販売の状況等について確認を行っている。

## (2) 不正表示監視業務の実施状況

令和3年度における不正表示監視業務については、不正表示通報窓口等を通じて18件の疑義情報が寄せられた。そのうち、10件についてはG I法に抵触していないことが判明した。

また、以下の3件については、G I法違反が確認されたことから、立入検査時に、事業者に対し、地理的表示の除去・抹消等について指導を行った。

産品名	事案
大栄西瓜	小売店において、真正のG I産品でないすいかを「大栄西瓜」と表示し販売。
米沢牛	卸売において、真正のG I産品でない国産牛肉を「米沢牛」と表示し販売。
プロシュット ディ パルマ	ECサイトにおいて、国内でスライスパックしたイタリア産生ハムを「パルマ産生ハム」「100% Parma」と説明し販売。

なお、残りの5件については、令和4年度に継続対応中である。

## (3) 登録生産者団体の品質管理業務の実施状況

令和3年度における品質管理業務では、G I産品の生産方法、出荷基準、地理的表示等の確認業務等に関し、登録生産者団体自らが定める生産行程管理業務規程に基づく管理が不適正であったケースが確認された。

その主な内容は以下のとおり。

- 登録生産者団体の構成員が、地理的表示と類似する名称を使用していたケース：3件
- 大きさ、配色等が不適正なG Iマークを使用したケース：7件
- 地理的表示及びG Iマークを使用すべきところ、共に行われていないケース及びG Iマークのみ行われていないケース：5件

上記の事案が確認された登録生産者団体に対しては、立入検査時に指導を実施しており、次年度の立入検査で改善状況を確認することとして

いる。

### 3. 海外のG I 監視・不正使用への対応

#### (1) 日EU・EPA 及び日英 EPA によるGI 相互保護に基づく不正使用への対応

平成31年2月にEUと、令和2年10月に英国との間で協定が発効し、相互保護を開始した。令和4年3月末現在、日本の95製品がEUで、47製品が英国で保護されている。

令和3年7月～8月にドイツ、オーストリア、イタリアのスーパーや卸売業者のホームページ等において、「Kobe Beef」「Kobe Style」「Kobe Wagyu Beef」等と表示している事例が確認された。

当該表示は日本のG I「神戸ビーフ」の不正使用にあたる恐れがあるとして、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるよう各国政府当局に要請し、指導の結果、当該名称の使用が中止された。

#### (2) 農林水産知的財産保護コンソーシアムによる海外監視・不正使用への対応等

農林水産知的財産保護コンソーシアムは、我が国のG I 産品を含めた農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図ることを目的として、海外における産地偽造品や模倣品の調査等を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する体制を整備するために、平成21年6月に設立されたもの。

G I 登録又は公示された25地名(26産品)について、日本を除く世界の主要な174のインターネットショッピングサイトを検索し、不正使用された商品を確認する調査を行った。

このうち、16地名について、日本由来ではないと思われる商品が合計1,029件検出され、日本の地理的表示(G I) 名称を付した日本のG I 産品ではない商品も多数検出され、全件削除申請が完了した。

また、昨年度に削除申請を行った1378件について、令和3年度末に

は 1152 件（約 83%）の削除が確認されている。

（例）

・ 夕張メロン



静岡蜜瓜 静岡夕張**玫瑰**蜜瓜 软糯甜网纹  
哈密瓜新鲜水果 2个

サイト : [jd.com](http://jd.com)

生産国 : 中国

・ 但馬牛



Tajima Wagyu Tenderloin MB4/5  
500g+/- (Chilled)

サイト : [lazada.com.my](http://lazada.com.my)

生産国 : オーストラリア

・ 万願寺甘とう



Details about 25+ Fresh  
Heirloom Sweet Manganji pepper  
seeds-m 060

サイト : [ebay.com](http://ebay.com)

生産国 : アメリカ

・宮崎牛



日本宮崎 頂級香草和牛漢堡排 80g±  
10% 4入組

サイト : [pchome.com.tw](http://pchome.com.tw)

生産国 : 台湾

4. 総括

今後とも、我が国の農林水産物等のブランドの保護のため、こうした模倣品については、引き続き厳正に対処していく。